

令和6年第2回定例会 議案関係資料(各部個別説明案件)
(当初発送議案)

資料4

			ページ
1	低所得世帯を対象とした給付金のオンライン申請実施に伴う補正予算について 【第81号議案関係】	総務部	P.1
2	箕面市立コミュニティセンター条例の改正について 【第77号・81号議案関係】	市民部	P.2
3	みのおサンプラザ1号館建替えに伴う債務負担行為の再設定について 【第81号議案関係】	地域創造部	P.3
4	(仮称)箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業の契約変更に伴う補正予算について 【第73号・81号議案関係】	地域創造部	P.4
5	高齢者緊急時ショートステイ室の確保に伴う補正予算について 【第81号議案関係】	健康福祉部	P.5
6	水道事業会計過年度支出科目の修正に伴う補正予算について 【第84号議案関係】	上下水道局	P.6
7	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援の拡充及び受験料等の補助に伴う補正予算について 【第81号議案関係】	子ども未来創造局	P.7
8	教育・子育てに関するデータ活用推進に伴う補正予算について 【第81号議案関係】	子ども未来創造局	P.8
9	箕面市子ども・子育て支援条例の改正について 【第76号議案関係】	子ども未来創造局	P.9
10	保育業務のICT化による業務改善事業に伴う補正予算について 【第81号議案関係】	子ども未来創造局	P.10
11	保育士確保対策の強化に伴う補正予算について 【第81号議案関係】	子ども未来創造局	P.11
12	中央生涯学習センターの非常用電源供給設備の設置に係る設計業務委託に伴う補正予算について 【第81号議案関係】	子ども未来創造局	P.13
13	(仮称)箕面市立ワークセンター中部の指定管理者の指定について 【第74号議案関係】	健康福祉部	P.14

低所得世帯を対象とした給付金の オンライン申請実施に伴う補正予算について

総務部 総務室

国の全額負担による、令和6年度の低所得世帯を対象とした給付金の申請手続きにおいて、従来の書類による申請に加え、国が提供する「給付支援サービス」を活用したオンライン申請を実施します。

1 補正予算概要

エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付事業（給付支援サービス）

【歳出】 使用料 4,420 千円

【歳入】 地方創生臨時交付金 4,420 千円（10／10補助）

2 事業概要

- ・国が提供する「給付支援サービス」は、マイナンバーカードを所持する給付対象者が、スマートフォンからオンラインで手続きすることにより、給付金の申請から給付（振込）までのプロセスをデジタルで完結できる自治体向けサービス（本年2月から提供を開始）。
- ・本市は、本年3月に当該サービスの利用を申し込み、3月末に採択されました。
- ・オンライン申請を実施することにより、給付対象世帯（約 2,700 世帯を想定）の申請手続きを簡素化できるとともに、本市における事務処理負担の軽減が期待できます。
- ・なお、今後、新たな給付事業を実施する際には、今回の使用料 4,420 千円のうち、初期導入費用 2,079 千円は発生しません（ランニング費用のみで利用可能）。

3 周知方法

- ・本年7月から、令和6年度の低所得世帯を対象とした給付金の申請受付を開始予定。
- ・これに合わせ、市広報紙、市ホームページにより周知するとともに、給付対象世帯へ市から確認書を送付する際、オンライン申請に関するチラシを同封します。

箕面市立コミュニティセンター条例の改正について

市民部 市民サービス政策室

- ◆ コミュニティセンター（以下「コミセン」という。）管理運営委員会の負担軽減と、コミセン利用者の利便性の向上を目的として、コミセン4館に公共施設予約システムを導入し、本年10月から利用手続きのオンライン化及びキャッシュレス決済をスタートします。
- ◆ システム導入館における窓口での利用手続きの受付を終了するとともに、利用料金を市の使用料に改め、利用料金の経理の業務負担をゼロとするため、条例を改正します。

1 条例の改正について

（1）改正の背景及び理由

- ・コミセンにおいては、「平日午前中の受付業務への出務」と、「窓口で利用料金を扱う責任の重さ」が課題であり、一部のコミセンでは従事者を確保しづらい状況が続いています。
- ・課題の解決及び利用者の利便性向上をめざし、コミセン4館（箕面小、西小、豊川南小、彩都の丘）に公共施設予約システムを導入し、本年10月から利用手続きのオンライン化及びキャッシュレス決済をスタートします。
- ・これにより、コミセン窓口での利用手続きの受付を終了するとともに、利用料金を市の使用料に改め、利用料金の収受や経理の業務負担をゼロとするため、条例を改正します。

（2）改正内容

- ・システム導入館においては、施設（附属設備を含む）の料金について、利用料金制から市の使用料に移行することとし、使用料を条例に規定します。
- ・なお、現在コインキットで1時間 100 円徴収しているエアコン代は、コミセン管理運営委員会による現金取扱をなくすため、現行の利用料金の額に年間エアコン実績相当額を上乗せします。（トータルの利用者負担は変わりません）

（3）その他

- ・オンライン手続きを利用されないかた向けに、電話予約センターを設置します。

2 施行日

令和6年10月1日

3 補正予算概要

コミュニティセンター管理運営事業

【歳出】 委託料（収支差）	2,652 千円
【歳入】 コミュニティセンター使用料	2,652 千円

みのおサンプラザ1号館建替えに伴う 債務負担行為の再設定について

地域創造部 地域活性化室

- ◆ 令和4年度に設定したみのおサンプラザ1号館建替推進事業の債務負担行為について、近年の建築費の物価上昇等に伴い、建替後の建物床取得にかかる建物購入費を増額し、債務負担行為の再設定を行います。なお、建物の購入は令和7年度の予定です。
- ◆ 市は新規建物を箕面駅前の賑わい創出の核施設に位置づけ、周辺住民や観光客が気軽に立ち寄る集客交流施設として整備し、中心市街地の活性化を図ります。

1 補正予算概要

【歳出】みのおサンプラザ1号館建替推進事業(債務負担行為)

建物購入費 建替後の建物床取得(1階～3階の床の一部を市が取得した場合の想定額)

・ 限度額:〈前回(R4.12月議会)〉1,806,000 千円⇒〈今回〉3,034,200 千円

・ 増額理由:①建築費の物価上昇(602 千円/㎡⇒778 千円/㎡)

②基本設計の深度化による床取得面積の増加(3,000 ㎡⇒3,900 ㎡)

2 財政収支イメージ(新規建物1～3階を取得した場合の70年間の財政収支試算)

- ◆事業協力者による建替事業は70年の定期借地期間で行われます。
- ◆市は、新規建物の施設フロア(1階～3階)の床を取得します。
- ◆今回、建物購入費が増額となりますが、70年間の財政収支試算では、新たな国庫補助金等の確保^{※1}や市の取得床以外の床面積にかかる固都税の増収^{※2}等により、前回の令和4年度試算時よりも収支見込みが改善されます。

※1: 国庫補助金(新規)等の収入見込み +1,472,586 千円

※2: 固定資産税、都市計画税の収入見込み 前回比 + 830,795 千円

- ◆まとめ(前回試算時との財政収支比較)

試算	収入 (土地貸付料・補助金・固都税等)	支出 (床取得費・共益費等)	収支見込み	前回比
(前回)令和4年度	22.34 億円	35.47 億円	▲13.13 億円	➡ +1.0 億円
(今回)令和6年度	45.71 億円	57.83 億円	▲12.12 億円	

- ・ 前回よりも収支見込みが約1.0億円改善します。
- ・ その結果、578㎡以上の床を相場価格で70年間貸付した場合、事業全体で収益が見込めます。(12.12億円÷(3万円/㎡・年×70年)=577.1㎡)
- ・ なお、前回は、631㎡以上の床を70年間貸付した場合、収益が見込めると試算しておりました。

(仮称)箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備 運営事業の契約変更に伴う補正予算について

地域創造部 北急まちづくり推進室

文化芸能劇場の客席内における静けさの基準を満たすための地下鉄(北大阪急行延伸線)騒音振動対策費について、今般、開業に合わせて騒音振動測定を実施した結果、現在の施設仕様にて静けさの基準を満たすことが確認できたことから契約を変更し、地下鉄騒音振動対策費を減額します。

なお、当該費用は施設整備費の内数であり、特定事業契約書に基づき、市がPFI 箕面船場まちづくり株式会社に施設整備費として支払った金額から返還されます。

1 補正予算概要

【歳入】 諸収入 箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設整備費返還金
53,450 千円

2 地下鉄騒音振動対策費の減額について

- ・当初契約時には、令和3年4月の文化芸能劇場の竣工時に地下鉄(北大阪急行延伸線)による騒音振動影響を確認し適切な対応を行う想定でしたが、延伸線の開業が令和5年度末になったことに伴い、地下鉄騒音振動対策(54,000 千円)の実施については、開業時に判断することとしていました。
- ・今般、延伸線開業に合わせて文化芸能劇場の大ホール、小ホールそれぞれの客席内にて当該測定を実施し、いずれの客席内も静けさの基準を満たしていることが確認できたため、当初計上していた地下鉄騒音振動対策費が不要となりました。
- ・これにより、地下鉄騒音振動対策費を減額し、特定事業契約書に基づき市がPFI 箕面船場まちづくり株式会社に施設整備費として支払った金額から返還されます。

【算定式】 ▶地下鉄騒音振動対策費 54,000 千円・・・a
▶地下鉄騒音振動測定費 550 千円・・・b
▶騒音振動対策費の減額(返還金) 53,450 千円・・・a-b

高齢者緊急時ショートステイ室の 確保に伴う補正予算について

健康福祉部 高齢福祉室

高齢者が、虐待等により自宅での生活が困難となったときに、一時的に高齢者施設へ入所する緊急時ショートステイについて、使用する個室をあらかじめ確保することにより、事案発生時の確実かつ速やかな受入体制を整備します。

1 補正予算概要

高齢者在宅生活支援事業

【歳出】 委託料 緊急時支援サービス事業委託 7,388 千円

2 事業概要

(1)委 託 先 社会福祉法人ひじり福祉会(養護老人ホームゆずの郷)

(2)委託料内訳 5,393 円/日×274 日×5 室 (令和6年7月から)

(3)概 要

- ・緊急時ショートステイは、高齢者が、虐待による分離が必要な状況や、心身状況等により自宅での生活が困難な状況となったとき等に、高齢者施設へ一時入所し、日常生活の支援を受ける事業です。
- ・対象ケースは、高齢者本人からの申出のほか、地域包括支援センター、生活相談窓口、ケアマネジャー、地域住民等からの情報提供により把握していますが、第一報後に情報の把握・整理を行い、施設へ緊急受入の相談・調整をすることから、受入先の決定に時間がかかることが課題となっていました。
- ・こうした状況をふまえ、緊急時ショートステイ先として、養護老人ホームゆずの郷の5室をあらかじめ確保し、事前に施設と対応手順等を取り決めることにより、緊急時の高齢者支援を確実かつ速やかに行う体制を整備します。
- ・なお、確保した5室については、災害時における高齢者の避難用居室としても活用します。

水道事業会計過年度支出科目の修正 に伴う補正予算について

上下水道局 経営企画室

令和3年度に実施した水道事業用地の一般会計への所管替えに伴う損失処理にあたって、全額を「固定資産譲渡損」としましたが、土地の取得以降、土地価格の下落に伴い生じた「減損損失」とは区分する必要があると判断したことから、会計上、適切に処理するため修正します。なお、令和6年度水道事業会計における経営への影響はありません。

1 補正予算概要

令和3年度の特別損失を一旦打ち消すために特別利益を計上した後、減損損失と固定資産譲渡損に分けて、改めて特別損失を計上するもの。

【収益的収入】

特別利益 - 過年度損益修正益 1,472,768 千円 ※1

【収益的支出】

特別損失 - 過年度損益修正損 - 減損損失 1,222,768 千円

特別損失 - 過年度損益修正損 - 固定資産譲渡損 250,000 千円 ※2

※1 : 対象となる水道事業用地

箕面二丁目50番外2筆、39番外4筆、43番1外4筆 12,950.17 m²

帳簿価格 1,472,767,062 円

※2 : 現時点で鑑定した当該土地の鑑定額 250,000,000 円

2 修正に至った経緯

箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会委員からの指摘を契機に、令和3年度に計上した「固定資産譲渡損」を「減損損失」と「譲渡損」とに区分することとし、その手法について総務省に問い合わせしたところ、区分できた段階の年度において過年度修正すればよいとの見解を得たもの。

3 令和6年度水道事業会計の経営への影響

令和3年度の特別損失計上額を「特別利益」とし、同額を特別損失の「減損損失」と「固定資産譲渡損」に区分して計上するため、令和6年度の水道事業会計の経営への影響はありません。



ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援の拡充 及び受験料等の補助に伴う補正予算について

子ども未来創造局 放課後子ども支援室

- ◆ 国は、令和5年度の補正予算により拡充した「こどもの生活・学習支援事業」を、令和6年度も継続して実施します（令和5年度からの繰越分）。
- ◆ 箕面市では、本事業を活用し、経済的課題を抱えるひとり親家庭等の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、長期休暇中における学習支援を拡充するとともに、大学受験料や模試試験の費用を補助します。

1 補正予算概要

【歳出】

○長期休暇中における学習支援の拡充分

学力保障・学習支援事業	委託料	424 千円
-------------	-----	--------

○大学受験料、模試試験の費用の補助分

学力保障・学習支援事業（扶助費）	扶助費	456 千円
------------------	-----	--------

【歳入】

○府補助金（母子等自立支援事業費等補助金） 660 千円（3／4補助※）

（※補助率は、国1／2、府1／4（国庫分は府を通じての間接補助））

2 事業概要

（1）対象者

次のいずれにも該当する高校3年生及び中学3年生

・児童扶養手当受給世帯相当または低所得子育て世帯（住民税非課税世帯）

・「学力保障・学習支援事業」を利用している生徒

※対象者の見込み数 高校3年生：6人、中学3年生：15人

（2）概要

①長期休暇中の学習支援の拡充	学生サポーターの派遣による学習支援を長期休暇中はさらに週1回程度、追加で派遣します。
②大学受験料の補助	高校3年生：上限 53,000 円
③模試試験の費用の補助	高校3年生：上限 8,000 円、中学3年生：上限 6,000 円

教育・子育てに関するデータ活用推進 に伴う補正予算について

子ども未来創造局 子育て支援室、学校教育室

- ◆ 本市では、生活困窮世帯の支援が必要な子どもを早期に発見して見守り、支援し続けるため、各部局が把握している生活保護や児童扶養手当の受給状況などの子どもの家庭に関する情報や、小学1年生から中学3年生までの子ども一人ひとりの箕面市ステップアップ調査(学力・体力・生活)に関する情報等をトータルに集約するデータベースシステムとして、平成28年度に子ども成長見守りシステムを構築しました。
- ◆ 当システムの客観的なデータにより子どもの生活状況の悪化や学力低下等の変化を的確に把握し、学校や関係機関との連携により、子どもを適切な支援に繋げてきました。
- ◆ 構築から8年が経過し、集積したデータのさらなる効果的な活用方法を検討するため、教育委員会内に新たにプロジェクトチームを立ち上げました。については、学識者に参画、助言いただきながら本市の取り組みの評価分析や既存事業の検証・見直しを行い、より効率的で効果が高い新たな施策展開に繋がられるよう検討を進めます。

1 補正予算概要

【歳出】 報償費(講師謝礼 2名×28,000円(2時間)×5回)	280千円
特別旅費(先進地視察 32,000円×5名)	160千円
合計	440千円

2 検討の概要

(1)実施方法

- ・本年4月、教育委員会内で新たに立ち上げたプロジェクトチームにより検討を進める。
リーダー:教育次長 サブリーダー:子育て担当部長
メンバー:学校教育監、子育て担当副部長、子育て支援室長、児童相談支援センター長、児童生徒指導室長、学校教育室長、放課後子ども支援室長
事務局:子育て支援室

- ・学識者の専門分野:データ分析、子どもの貧困、学習支援など

(2)検討内容

- ・新たな施策展開の検討にあたり、子どもが自立していくために必要な学習機会の保障や生活支援、関係機関との連携などを行うための有効な手立てを導き出せるよう、AIの導入も含めて検討を行う。

(3)本年度の検討スケジュール

- ・7月～12月 学識者参加によるプロジェクトチーム会議の開催(5回)、先進地視察
- ・1月～3月 今年度検討結果のまとめ、次年度の取り組みへの反映準備



箕面市子ども・子育て支援条例の改正について

子ども未来創造局 保育幼稚園利用室

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号)及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)が改正されたため、市条例のうち該当する部分について改正します。

1 改正の内容

(1)保育士配置基準の改正

・家庭的保育事業等のうち小規模保育事業、事業所内保育事業における保育士1人に対する児童数を、満3歳以上満4歳未満は20人を15人に、満4歳以上は30人を25人に改正します。

・ただし、附則において、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正前の配置基準を適用できる旨を規定します。

・なお、現時点において市内に本条例の改正の対象となる施設はありません。

【参考】本市の家庭的保育事業等(小規模保育事業6施設・事業所内保育事業3施設)

全て受け入れ児童は0～2歳のみで定員19人以下

・特定教育・保育施設(認可保育園・認定こども園等)については、大阪府が6月議会において、同内容の条例改正を行う予定です。

(2)重要事項に関する揭示方法の追加等

・特定教育・保育施設等(認可保育園・認定こども園等)は、運営規程や職員の勤務体制、保育料等の重要事項について、従来の書面揭示に加え、ホームページなど、インターネットを通じて一般に公開しなければならないことを規定します。

・また、同施設が電磁的記録に使用するCD-ROM等を「電磁的記録媒体」という表記に改正します。

2 施行日

公布の日



保育業務のICT化による 業務改善事業に伴う補正予算について

子ども未来創造局 保育幼稚園利用室

- ◆ 今年度導入を予定している教育・保育給付費等管理支援システムについて、国が募集するプロジェクト「保育業務ワンスオンリーの実現」に参加することに伴い、増額となる経費を予算計上します。
- ◆ 上記プロジェクトへの参加に伴い、「デジタル田園都市国家構想交付金」の補助率が2分の1から4分の3に変更されることから、増額となる補助金を歳入予算に計上します。

1 補正予算概要

- 【歳出】 保育業務のICT化による業務改善事業 (当初予算額:27,451 千円)
 委託料(給付費給付システム導入業務委託) 補正額:5,500 千円
- 【歳入】 国補助金(デジタル田園都市国家構想交付金)
 ※行政改革・DX 推進室 (当初予算額:17,025 千円)
 補正額:7,777 千円

2 国プロジェクト「保育業務ワンスオンリーの実現」について

国が、保育施設や自治体のシステムと連携した全国共同データベースを構築し、保育施設からオンラインで提出された情報を各自治体が参照し、業務に活用することで、給付・監査業務の効率化を実現するプロジェクトです。

本市は、当初予算で予定していた教育・保育給付費等管理支援システムの導入にあたり、本プロジェクトに参加することとし、同システムの動作検証結果や市及び各保育施設における導入効果の検証結果等を国に提供します。

3 保育業務のICT化による業務改善効果

機能等	当初予算	補正後
教育・保育給付認定業務のシステム化	○	○
入所選考業務のシステム化	○	○
教育・保育等給付費給付業務のシステム化	○	○
保育料算定・副食費免除判定業務のシステム化	○	○
監査資料のクラウド管理		○
登降園管理システムとの連携		○



保育士確保対策の強化に伴う補正予算について

子ども未来創造局 保育幼稚園利用室

- ◆ 本市では、市内民間保育施設における保育士確保がより深刻な状況であるため、今年度新たに箕面森町地域に特化した地域支援補助金の交付事業を開始するとともに、既存の学生補助金の交付対象拡充の見直しを行っています。
- ◆ さらには、新たな施策として市内民間保育施設に就職する保育士に対し、就職時に一時金として就職支援補助金を支給することにより、市内民間保育園における保育士確保を支援します。

1 補正予算概要

保育士確保対策支援事業

【歳出】 就職支援補助金 8,800 千円

就職支援補助金(学生加算) 1,500 千円

2 概要

(1) 就職支援補助金の支給

令和7年4月1日以降に市内の民間認可保育施設に新たに就職する保育士に対し、就職支援補助金として 20 万円を支給します。近隣自治体より手厚い給付を実施することにより、保育士の採用拡大を図ります。

(2) 学生アルバイトへの加算

指定保育士養成施設に在学中の学生が市内の民間保育施設にアルバイトとして勤務した後、当該施設に保育士として就職した場合、就職支援補助金に 10 万円を加算した 30 万円を支給します。アルバイトを通して学生が就職前から施設を知ることにより、市内の保育施設に就職するきっかけを作ります。

【参考】 現行の近隣自治体における保育士確保対策

市	採用時の一時金	採用後の補助金
箕面市	なし	24 万円×3 年間で計 72 万円
豊中市	10 万円(市内在住等条件あり)	24 万円×3 年間で計 72 万円
池田市	正職員 10 万円、非常勤 5 万円	なし
吹田市	なし	5 年間で計 90 万円 (1 年目 30 万円から逡減)
茨木市	なし	なし



【参考】 現行の箕面市の保育士確保対策

補助金	制度	内容
学生補助金	箕面市独自	大学等で保育士養成課程を学んでいる学生のうち、将来箕面市内の保育施設で保育士として5年間働く意思のあるかたを対象に、月額2万円を最大4年間、合計96万円を支給する。
生活支援補助金	箕面市独自	箕面市内の民間保育施設で常勤の保育士として新規採用されたかたに月額2万円を3年間、合計72万円を支給する。
保育士宿舎借上 支援事業補助金	国	箕面市内の民間保育施設で保育士として働くかたの家賃負担を毎月最大7万円軽減するため、保育士を雇用する民間保育施設に対し補助する。
地域支援補助金	箕面市独自	箕面森町地域に位置する民間保育施設で勤務する保育士に対し、月額最大1万円を支給する。



中央生涯学習センターの非常用電源供給設備の 設置に係る設計業務委託に伴う補正予算について

子ども未来創造局 生涯学習・市民活動室

- ◆ 北小校区の避難所であるメイプルホール・中央生涯学習センターに非常用電源供給設備を設置し、災害による停電時においても既設の照明器具や空調設備が利用できるようにします。
- ◆ 令和7年度に制度が終了となる緊急防災・減災事業債を活用するため、本年度に設計を行い、令和7年度に工事を実施します。

1 補正予算概要

生涯学習センター管理運営事業(臨時)

【歳出】 委託料 8,700 千円(実施設計委託)

【歳入】 設備改修事業債 8,700 千円(緊急防災・減災事業債 交付税措置 70%)

2 整備方針

- ・現在、メイプルホール・中央生涯学習センターでは、消防設備用の非常用電源しか確保できないため、災害時に既設の照明設備や空調設備を活用するには電力が全く足りません。
- ・災害による停電時においても避難所で既設照明器具、空調設備、在宅医療機器、通信機器や受水槽から避難所への水の汲み上げ等に利用できるよう非常用電源供給設備を新たに設置します。
- ・今後、避難場所や発電機の熱源等を検討し、令和7年度に電源供給を整備するための工事を実施していきます。

3 スケジュール

令和6年7月～ 設計

令和7年4月～ 工事

令和8年4月～ 運用開始

（仮称）箕面市立ワークセンター中部の 指定管理者の指定について

健康福祉部障害福祉室

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、（仮称）箕面市立ワークセンター中部の指定管理者を提案します。

1 （仮称）箕面市立ワークセンター中部【新規】

期間	令和7年7月1日～令和18年3月31日(10年9ヶ月間)																	
候補者	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団																	
管理料	<table><tr><th>定員区分</th><th>年額</th></tr><tr><td>20人 (平均利用者数10人以下)</td><td>6,000,000 円</td></tr><tr><td>(平均利用者数11人以上)</td><td>19,000,000 円</td></tr><tr><td>21人～30人</td><td>31,000,000 円</td></tr><tr><td>31人～40人</td><td>34,000,000 円</td></tr><tr><td>41人～50人</td><td>42,000,000 円</td></tr><tr><td>51人～60人</td><td>46,000,000 円</td></tr></table>		定員区分	年額	20人 (平均利用者数10人以下)	6,000,000 円	(平均利用者数11人以上)	19,000,000 円	21人～30人	31,000,000 円	31人～40人	34,000,000 円	41人～50人	42,000,000 円	51人～60人	46,000,000 円		
	定員区分	年額																
	20人 (平均利用者数10人以下)	6,000,000 円																
	(平均利用者数11人以上)	19,000,000 円																
	21人～30人	31,000,000 円																
	31人～40人	34,000,000 円																
	41人～50人	42,000,000 円																
	51人～60人	46,000,000 円																
※指定管理料は、3年毎に、国の報酬改定、賃金構造基本調査、及び障害福祉サービス等経営実態調査、加えて前3年間の収支状況等を勘案し、必要に応じて見直します。																		
※債務負担行為																		
<table><tr><td>令和6年度(事前準備の期間)</td><td>0 円／年</td></tr><tr><td>令和7年度～令和17年度 (指定管理期間)</td><td>指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要と箕面市が認める額。ただし、利用料金の対象となる経費を除く。</td></tr></table>		令和6年度(事前準備の期間)	0 円／年	令和7年度～令和17年度 (指定管理期間)	指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要と箕面市が認める額。ただし、利用料金の対象となる経費を除く。													
令和6年度(事前準備の期間)	0 円／年																	
令和7年度～令和17年度 (指定管理期間)	指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要と箕面市が認める額。ただし、利用料金の対象となる経費を除く。																	
選定方法	公募(応募者数:1者) (箕面市立障害者自立支援センター条例第4条第1項)																	
選定理由	既に箕面市内及び近隣市で複数の生活介護事業所を運営し、障害者通所施設の運営能力を有しているほか、特定提案として、医療的ケア対象者や強度行動障害者等の重度障害者の積極的な受入及び支援体制の確保について提案しており、本施設の設置目的を効果的に達成できるため。																	